

## 沼津市要保護及び準要保護児童生徒の認定要領

学校教育法、就学援助法及び関係法令に基づき、沼津市要保護及び準要保護児童生徒の認定要領を次のとおり定める。

### 1 要保護児童生徒について

- (1) 児童または生徒の保護者が、次の（ア）または（イ）のとおり、生活保護法第6条第2項に規定する保護を受けている者である場合は、当該児童生徒を要保護児童生徒とする。

（ア） 現に教育扶助を受けている者

（イ） 現に教育扶助以外の扶助を受けている者

- (2) 児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する保護を必要とする状態にある場合は、当該児童生徒を要保護児童生徒とする。

これらを認定するに当たっては、資料収集、調査等を行うとともに、関係機関との調整を徹底し、事実認定を証する資料もあわせて添付すること。

### 2 準要保護児童生徒について

児童または生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、当該児童生徒を準要保護児童生徒とする。

具体的には、次の（1）または（2）のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

（ア） 生活保護法に基づく保護の停止または廃止

（イ） 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

（ウ） 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

（エ） 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

（オ） 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

（カ） 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛け金の減免

（キ） 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

（ク） 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

（ケ） 世帯更生正貸付補助金による貸付け

これらを認定するに当たっては、資料収集、調査等を行うとともに、関係機関との調整を徹底し、事実認定を証する資料もあわせて添付すること。

- (2) (1)以外の者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

① 職業が不安定とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(a) 認定前1年間に2回以上転職した者

(b) パート

(c) 日雇または内職

(d) その他、認定日において無職で、教育委員会が特に必要と認める者

② 生活状態が悪いと認められる者とは、保護者の世帯の収入額が生活保護基準の1.5倍以内の者をいう。

(ウ) P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

この場合、P T A、学校が災害や保護者の事故等により、P T A会費や学級費等学校納付金を減免している場合に認定する。

(エ) 学校納付金の納付状態が悪い者、昼食・被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

① この場合、前段でいう者とは、次のいずれかに該当する者

(a) 納付状態が悪い者とは、経済的理由により、認定前1年間に学校納付金を1か月以上滞納することが2回以上ある者をいう。

(b) 被服等が悪い者とは、経済的理由により、被服等が著しく不衛生等である者をいう。

(c) 学用品、通学用品等に不自由している者等とは、経済的理由により、用具等が不足して学校での授業や通学等において支障を来たしている者をいう。

② 生活状態が極めて悪いと認められる者とは、保護者の世帯の収入額が生活保護基準の1.5倍以内の者をいう。

(オ) 経済的理由による欠席日数が多い者

欠席日数が多い者とは、認定前1年間を通じて30日以上欠席した者をいう。

これらを認定するに当たっては、資料収集、調査等を行うとともに、関係機関との調整を徹底し、事実認定を証する資料もあわせて添付すること。

また、学校も必要な証拠物の写しを教育委員会に提出すること。

3 1及び2以外で、教育委員会が特に必要と認める場合は、認定できるものとする。

付 則

この要領は、平成 14 年 3 月 31 日から施行する。